

過酸化水素

使用基準（下線部：改正部分）

過酸化水素は、釜揚げしらす及びしらす干しにあってはその1 kgにつき0.005 g以上残存しないように使用しなければならない。その他の食品にあっては、最終食品の完成前に過酸化水素を分解し、又は除去しなければならない。